

宮城県保険薬局に対する 原油価格・物価高騰対策支援事業

<保険薬局向け>

原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている宮城県内の保険薬局に対して、負担の軽減を図り、地域において必要な医薬品提供機能を維持することを目的に補助を行います。

1. 事業概要

補助対象者

申請時点で、東北厚生局長から保険薬局の指定を受け、宮城県内で事業を継続かつ原油価格やエネルギー等の物価高騰の影響を受けている保険薬局

※薬局開設者が次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ①国、県又は市町村が運営するもの
- ②暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- ③県税に未納があるもの

交付額

1店舗につき、最大5万円

令和6年度（R6.4.1～R7.3.31）の途中での事業の開始あるいは再開又は廃止あるいは休止がある場合は、事業継続期間によって支給額が異なりますので、詳細は県薬務課ホームページでご確認ください。

2. 申請方法等

申請方法について、令和5年度以前の取り扱いから変更となっておりますのでご注意願います！

申請方法

「みやぎ電子申請サービス」（LoGoフォーム）により申請してください。

◎電子メールや郵送、来庁による申請受付は行っておりません。

○申請フォーム

<https://logoform.jp/form/GQGB/775359>

*令和7年1月10日（金）からURL・QRコードが有効になります。

○添付書類

振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し

*預金通帳等の写し：通帳の表紙と裏の見開き（カタカナの名義・口座番号が記載されている部分）の写し



申請受付期間

令和7年1月10日（金）から令和7年2月28日（金）まで

留意事項

- >申請は、保険薬局の開設者が行ってください。
- >原則として1つの薬局につき1回限りです。
- >県内で複数の保険薬局を開設している場合は、保険薬局ごとに申請してください。
*複数保険薬局による一括申請は受け付けておりません。
- >申請者と受取口座の名義は同一名義としてください。
*委任状払いは受け付けておりません。
- >光熱費等の増加を証する書類や領収証については、令和11年度まで保管願います。
*今回添付不要ですが、今後の検査（立入検査含む）において提出を求める場合があります。

◆県薬務課のホームページに「よくあるご質問とそれに対する回答（Q&A）」を掲載しておりますので、申請前に必ずご覧いただき、ご確認願います。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/genyubukka4.html>



3. 問い合わせ先

宮城県保健福祉部薬務課【受付時間：午前9～12時、午後1～4時（土日祝を除く）】

<電話番号> 022-211-2009

<E-mail> genyu-yaku@pref.miyagi.lg.jp